建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）新旧対照表

現　　行	改　正　後
第21条　法第85条第５項又は　第６項の規定により許可を受けた仮設建築物　については、第６条の２第１項、第９条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。	第21条　法第85条第５項若しくは第６項の規定により許可を受けた仮設建築物又は法第87条の３第５項若しくは第６項の規定により許可を受けた建築物については、第６条の２第１項、第９条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。
（手数料の徴収） 第22条　次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。 (1) 法第６条第１項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査　１件につき108万2,000円に建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額 (2) 法第６条の３第１項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定１の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額 (3) 法第７条第１項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査　１件につき117万4,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (4) 法第７条の３第１項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査　１件につき75万7,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (5) 法第18条第３項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査　１件につき108万2,000円に建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額 (6) 法第18条第４項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定１の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額 (7) 法第18条第17項の規定による国等の建築物の完了検査　１件につき117万4,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (8) 法第18条第20項の規定による国等の建築物の中間検査　１件につき75万7,000円を超えない範囲内において規則で定める額 (9) その他の事務で規則で定めるもの　１件につき22万円　を超えない範囲内において規則で定める額又は１件につき22万円に建築物の数に２万8,000円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額	（手数料の徴収） 第22条　次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。 (1)～(8)　略 (9) その他の事務で規則で定めるもの　１件につき108万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額又は１件につき22万円に建築物の数に２万8,000円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額